極級通信

知る権利・プライバシーを守るために 2012/11/19 第1号

秘密保全法に反対する愛知の会

【連絡先】 弁護士法人名古屋南部法律事務所TEL 052-682-3211 FAX 052-681-5471【プログ】http://nohimityu.exblog.jp

秘密保全法に反対する運動は、今まさに正念場です!

いつでも法案が提出できるまでに準備が進められています!

「愛知の会」が立ち上がって、半年余りが経過しました。この間、「愛知の会」として、30ほどの大小の学習会に講師派遣をしたほか、独自の学習会も開催しました。また、隔週の街頭アピール活動等を通じて、1万枚を超えるビラを市民に届けてきました。

しかし、残念ながら国は、私たちの声を聞こうと せず、秘密保全法制定への準備を粛々と進めていま す。それこそ"音"がしている、くらいにしか思っ ていないでしょう。

NPO法人情報公開市民センター(理事長は「愛知の会」にも参加されている新海聡弁護士)が情報公開を通じて入手した資料によると、内閣官房内閣情報調査室は、今年(2012年)2月中旬に閣議決定・法案提出のスケジュールを描いていました。愛知県弁護士会秘密保全法対策本部がある議員と懇談したところ、政局が安定してゴーサインが出るのを待つばかりのようです。突如の衆議院解散が宣言されましたが、秘密保全法制定の準備は、現与党・民主党が政権を取ってはじめて進められたものではなく、前与党・自民党の時代から進められてきたものですから、総選挙後の結果どちらの政党が政権を取ろうとも、ゴーサインが出ることになりかねません。秘密保全法を阻止する運動は、まさに正念場を迎えています。

法案づくりの過程を明らかにせよという 裁判が始まります!

ところで、情報公開市民センターが入手した資料は、ほとんどが真っ黒に塗りつぶされていました。秘密保全法の法案化に向けて、内閣情報調査室が外務省・防衛省などと協議をしているほか、警察庁警備局・公安調査庁とも頻繁に協議をしていることは分かるのですが、肝心の協議の内容はまったく分かりません。まさに、秘密保全法の制定過程そのものが"秘密"のようです。開示資料はすべて、情報公開市民センターのホームページから見ることができます(http://www.jkcc.gr.jp/)。

非開示とされた理由はいろいろありますが、協議過程を公開してしまうと、「不当に国民に混乱を生じさせるおそれがある」、関係省庁間の「率直な意見の交換または中立性が不当に損なわれるおそれがある」なんてものもあります。重要法案の協議過程であるからこそ、広く国民に知らせて、国民みんなで議論すべきではないでしょうか。公開されてはまずいような協議がなされ、法律が作られようとしているのだといわざるをえません。

情報公開市民センターは、非開示決定の取消を 求めるべく、名古屋地裁に提訴する準備をしてい ます(11月21日午後2時の予定)。私も弁護 団に加わります。この訴訟にもご注目ください。

(事務局長 弁護士 濱嶌将周)

情報保全隊訴訟と秘密保全法

今年の3月26日、仙台地裁でイラクへの自衛隊派遣に反対する市民らを監視した自衛隊の情報保全隊の行動を「自己情報をコントロールする権利」を侵害したとして、損害賠償を命じる判決が出された。この事件の控訴審が仙台高裁で続いている。この裁判での国側の主張から、秘密保全法がどのような役割を担っているか、法制定前にすでにそれを前提とした体制が出来上がっていること、国民の人権を政府が全く尊重していないことが明らかになっている。

監視行為をしたかどうかさえも秘密

国は、地裁判決で違法と認定された市民への監視行為を行ったこと、情報を収集し、報告していたことなどについて、裁判でも全く認否しない。高裁での国の主張は、「事実を認める訳ではない。しかし、(裁判で)認否をすることが公務の秘密を害するから認否しない。」というものである。裁判で国が国民の権利を侵害したと訴えられている行為について行ったかどうかすら認否しないというのである。

国は、自衛隊のことを調べようとする市 民を監視する必要がある、とする

さらに、監視行為の必要性について国は、自衛隊への襲撃、自衛隊の秘密の探知・収集行為などに備えて、その危険がある市民を監視する必要があるのだという。自衛隊の秘密の探知・収集行為は現行自衛隊法上は違法な行為ではなく、秘密保全法で「特定取得行為」として新たに懲役10年以下という重罰で処罰しようと言う対象の行為である。つまり、国の側の主張から見えてくることは、自衛隊のイラクへの派遣など政府の決めたことに反対する市民は、自衛隊の秘密を探知・収集する必要があり、すでにら監視し、その情報を収集する必要があり、すでに

それを行っている。秘密保全法は、秘密を探知・収集をしたと国が認定すれば、懲役10年以下の犯罪を犯したとして検挙、処罰を可能にするものだということである。

ひそかに見張るだけなら権利侵害にな らない!?

そして、国は、ひそかに市民を尾行し、監視し、 情報を収集していた行為について、強制にわたらない限り、権利を侵害しないと裁判で主張している。 つまり、対象者に知られないようにひそかに監視したり、情報を収集する行為は権利侵害ではないと言っているのである。ここにはプライバシーの権利への配慮など全くない。国の前で国民はプライバシーなどないと考えていることがよくわかる。

すでに国は情報収集を行っており、秘密 保全法はそうした国の行為に法的根拠 と処罰権限を与えてしまう

これらの国の主張からわかることは、秘密保全法が制定される前から制定された後の体制を国が完成しており、そのための情報収集活動も行っていること、対象は国の方針に反対する市民であること、一旦、秘密保全法ができあがれば、現在は監視対象にとどまる市民も刑罰の対象になりえることであり、そのとき、裁判は秘密を理由に機能しなくなり国民の基本的人権などは無視されるということである。

監視社会や国による強権的な支配は過去のことではなく、すでに現実に進行しつつあることを認識しなければならない。秘密保全法はその国に強大な処罰権限を与える法律である。絶対に制定させてはならないことをこの事件は示している。

(共同代表 弁護士 中谷雄二)

ひとこと 秘密保全法についてもっと知ってほしい!ということで、ニュースを作りました。全国に広がれ!という思いです。「秘密保全法」より「国民監視法」「情報隠蔽法」と呼んだ方がしっくりくるかも?(編集長 弁護士 矢崎暁子)

「マイナンバー法」は恐ろしい監視社会を作る ~「秘密保全法」をはたらかせる共通番号制の問題~

「マイナンバー法」の仕組みと狙いは」?

「マイナンバー法」といわれるものは、赤ん坊から お年寄りまですべての国民に番号を割りふるという 法案です。その番号(=「共通番号」)によって、社 会保障に関わる年金・雇用保険・医療・介護・生活 保護などの行政事務、納税関係の行政事務のために 付けられている番号(個別番号)がまとめられます。 この番号によって、それらの分野の個人情報をすべ て一元的に管理し、さらにこの番号を記載するく国 民IDカード>を活用させることによって行政事務 を簡素化させ国民の負担を軽減せしめるというので す。

政府は、この番号制度によって今回の「一体改革」によって採択された消費税増税による零細勤労市民の負荷の増大(いわゆる消費税の逆進性)が緩和されるとしています。だが、このような「給付付き税額控除」を実施するという押し出しは、実際の目的を覆い隠すうたい文句に過ぎません。この番号制度の導入は、実際には「公正」の名による課税と保険料徴収の徹底と、社会保障給付の「過誤」防止や事務手続の省略などによる社会保障経費の削減という財政上の効果を狙うものなのです。

マジックミラーの彼方で「国」が国民の個人情報を握る

だが、この「マイナンバー法」の問題性は、このような社会保障及び収税にかかわる行政事務分野での〈国民の利便〉をうたう欺瞞にとどまりません。より深刻な問題はこの番号制度によって、膨大なセンシティブ情報を含む個人情報が、行政機関によって一方的に収集され、〈国家の利便〉のために政治的に活用されるということです。法案においては「公

益上の必要があるとき」とか「刑事事件の捜査」の ための活用が掲げられています。このような目的が あれば、治安当局は何らの制約も第三者機関のチェ ックも受けずに、マジックミラーのむこう側で国民 のあらゆる個人情報を扱うことができます。

このようにして、この「マイナンバー法」によって収集される国民の個人情報が「秘密保全法」によって保護される「特別秘密」の重要な構成部分となります。「秘密保全法」の構想に見られる「特別秘密」の取扱者の調査・選別のための「適正評価」の素材は、まさしくこのマイナンバー法によって得られる個人情報に他なりません。これは、まぎれもなく、恐ろしいく監視社会>の仕組みではないでしょうか。

<監視社会>が作り出す「なりすまし犯 罪」

このIT社会、さまざまな情報機器の管理技術の限界は明らかになっています。この番号制度は「民間サービス」での活用も検討されており、この番号の行政機関からの漏洩・不正流出をまつまでもなく、当人の意思とは無関係に多方面で流用されることは必至です。番号制度を導入しているアメリカ・スエーデン・韓国では、回復不能な「なりすまし犯罪」が激増し社会問題となっています。このような番号制度は、断じて許されるものではないのです。ぜひ廃案とするための声をあげようではありませんか。

(会員 I)



「秘密保全法」の目論見に思う

今、日本は隣国との関係で"四面楚歌"(八方ふさがり)の状態にある。そこへ持って来て、従来から国会上程・施行の目論見のあった"秘密保全法"が実現したら、どうなるか?戦中派としての経験から推測する2、3の事実がある。

対外的な情勢が悪化すると、対内的な 締め付けに向かう

戦時中の軍国少年であった私は、敗戦の前年暮、 江田島の海軍兵学校を受験した。従来、海兵の試験 官は、問題用紙を抱えて全国に散り、旧制中学校を 会場に選抜試験を実施していた。ところがこの時に 限って、全国8万人の受験者を書類選考で1万人位 に絞り、これを対象に広島県江田島の本校で学科試 験を課した。引率の先生も含めて旅費も、宿泊費も 海軍の負担で、銀飯(白米)の海軍食を食わせて本 校を見学させてくれるというので、大いに張り切っ て出掛けたことはいうまでもない。ところが受験の 合間に垣間見た先輩生徒の訓練ぶりは、予想に反し て溌剌としたものではなくて、引きつって硬直した 顔で傍目もふらず、まるで囚人の駈け足の列を見る ようだった。生徒の中には厳しい制裁と締め付けで ノイローゼ気味になり、退学したものもあったとい う。あるいは自殺者も出たのかもしれない。後で考 えてみると、あの時機は、レイテ海戦の大敗北で大 部分の軍艦を喪失した直後だったのだ。水兵たちの 訓練に至っては、城山三郎氏の証言によると、"海軍 精神注入棒"(通称バッタ=樫の棒)で連日尻を出血 するほど殴られて悲惨な体験だったという。

つまり、対外関係が悪化すれば、政権の不満は内

攻して、締め付けが強化するということだ。

対内的な締め付けが行われると、国民同士での対立も生じる

もう一つ・・・士官の間では、主流派の海兵卒と 学生出身の予備仕官の対立(入学後の共感の中に察 知できた)が露わになり、後者は軍帽の針金を鳥追 い笠風に曲げてマドロス風にするのが流行りだした。 一種の反抗的気持ちの表現だったかもしれない。結 果として、退廃的気分が助長された。あるいは明日 をも知れぬ特効出撃前の刹那的気分から生じたのか とも思える。

翻って、現在の日本を取り巻く国際関係からすれば、このような諸現象が再現されることは充分予測できる。

"秘密保全法"は治安維持法の復活

一方で、もし計画中の"秘密保全法"が実現すれば、対外的不如意が内攻して、この法律などを武器に社会的締め付けが強まり、人権侵害が多発するであろう。つまり、かつての治安維持法の"表紙を変えた"復活である。

最近の世論調査では、国民の凡そ半分が政党支持なしと答えている。いわば、政治不信の表れであろうが、議会政治、政党政治が潰れれば、その結果は憂うべきことになるのは明らかだ。すでにそれを暗示するような動きが見られる。大いに警戒を要する。"秘密保全法"の上程は絶対に阻止すべきだ。

(会員 N)

秘密保全法学習会・イベントの今後の予定(詳しくはWEBで!)

★11/23:ユニオンみえ ★11/24:千種九条の会 ★12/9:名古屋人権 DAY に参加

★12/9:国民救援会碧海支部 ★12/11:国民救援会熱田支部 ★1/23:自由法曹団@岐阜 ★2/13:愛視協

秘密保全法法令協議 情報公開請求訴訟提訴

★11/21 名古屋地裁 原告: NPO 法人情報公開市民センター